

○桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱

令和2年7月1日  
告示第151号

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市内に所在する店舗等で後付け装置を販売及び設置することができる事業者に対し、当該装置を高齢者に販売及び設置した場合に要する経費の一部を桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内において交付することに関して、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 桑名市内に住所を有し、都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有し、令和3年3月31日現在で満70歳以上となる者のうち、後付け装置を購入及び設置しようとする者をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。
  - ア 後付け装置を設置することが可能なもの
  - イ 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの
- (3) 後付け装置 国の急発進等抑制装置の先行個別認定要領に基づく、先行個別認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置をいう。
- (4) 後付け装置取扱事業者 経済産業省が定めた安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付要綱第22条第1項に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが定める安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第6条第1項の決定を受けた事業者（当該事業者が交付規程第5条第2号の規定により提出した補助対象事業を実施する店舗等の一覧に記載のある店舗等を運営するものを含む。）のうち、第6条第1項の登録を受けた事業者をいう。
- (5) 店舗等 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 原則として、後付け装置取扱事業者又は後付け装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの
  - イ 市内に立地しているもの
  - ウ 後付け装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において後付け装置取扱事業者が、店舗等において、次条に規定する補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）から補助金を控除した金額を対価として、高齢者の使用する自動車に後付け装置を販売及び設置した事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、後付け装置取扱事業者が、店舗等において、高齢者の使用する自動車に後付け装置を販売及び設置するに当たり、当該装置の販売及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後付け装置取扱事業者が国その他の機関による補助金の交付を受けることが可能な場合は、前項に規定する費用から当該交付額相当分を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、1万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、高齢者1人につき1回限りとする。

(後付け装置取扱事業者の登録)

第6条 補助対象事業を行おうとする事業者は、後付け装置取扱事業者として、市の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする事業者は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。
  - (1) 後付け装置を店舗等で販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの
  - (2) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるもの
  - (3) 国が行う安全運転サポート車普及促進事業費補助金における後付け装置取扱事業者として交付規程により決定されたもの
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、後付け装置取扱事業者としない。
  - (1) 暴力団（桑名市暴力団排除条例（平成23年桑名市条例第13号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員に該当する者がいるもの

（後付け装置取扱事業者の登録手続）

第7条 前条の登録を受けようとする事業者は、桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に登録の申請をしなければならない。

- (1) 補助対象事業を実施する店舗等の店舗名、所在地及び連絡先がわかる一覧表
  - (2) 誓約書（様式第2号）
  - (3) 交付規程第6条第1項の通知の内容がわかるもの。ただし、法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票の写し及び印鑑登録証明書の提出をもってこれに代えることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、申請者が後付け装置取扱事業者として適当であると認めたときは、申請者を後付け装置取扱事業者として登録することを決定し、速やかに桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者登録決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
  - 3 市長は、前項の審査の結果、申請者が後付け装置取扱事業者として不適当と認めたときは、桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者不登録決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（後付け装置取扱事業者の登録取消し等）

第8条 市長は、後付け装置取扱事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を適切に行うことができないと市長が認めたとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により、後付け装置取扱事業者の登録を受けたことが判明したとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
  - (4) 第6条第2項に掲げる後付け装置取扱事業者の要件のいずれかを欠いたとき。
  - (5) 市の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為を行ったものと市長が認めたとき。
  - (6) 後付け装置取扱事業者から、登録取消しの申出があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により後付け装置取扱事業者の登録取消しを行ったときは、遅滞なく当該取消しをした者にその旨を通知するとともに、当該者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

（後付け装置取扱事業者の届出事項の変更に伴う承認申請）

第9条 後付け装置取扱事業者は、第7条第2項の規定による登録決定の通知を受けた後、届出事項に変更があったときは、桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者届出事項変更承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（後付け装置取扱事業者の届出事項の変更の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めたときは、これを承認するものとする。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者届出事項変更承認通知書（様式第6号）により、前条の申請をした後付け装置取扱事業者へ通知するものとする。

(補助対象事業の遂行)

第11条 第6条第1項の登録を受けた後付け装置取扱事業者は、次の各号に掲げる事項について、高齢者本人が記載及び提出する桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業申込書兼誓約書(様式第7号。以下「申込書兼誓約書」という。)の内容を高齢者の運転免許証、自動車検査証により確認した上で、補助対象事業を行わなければならない。

- (1) 高齢者が、市内に住所を有すること。
- (2) 高齢者が、有効な運転免許証を保有していること。
- (3) 高齢者が、令和3年3月31日現在で満70歳以上になること。
- (4) 後付け装置を設置しようとする自動車の自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること。
- (5) 後付け装置を設置しようとする自動車の自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一であること。

2 後付け装置取扱事業者は、次に掲げる事項を、高齢者が理解して誓約し、署名したことを確認した上で、補助対象事業を行わなければならない。

- (1) 市税及び自動車税を滞納していないこと。
- (2) 転売を目的として後付け装置を設置しないこと。
- (3) 後付け装置を設置する自動車を、個人の用途に供すること。
- (4) 過去にこの告示に基づく補助金又は同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 設置した後付け装置については、設置日から1年間は、原則として処分(補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。以下同じ。)を行わないものとし、処分しようとするときは、設置した店舗等に申し出るとともに、第9号の規定の適用を受ける場合があることについて了承したこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (7) 後付け装置の機能と適切な使用方法について、後付け装置取扱事業者から説明を受けたこと。
- (8) 後付け装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承したこと。
- (9) 前項各号に掲げる確認事項及び前各号に掲げる誓約事項に虚偽があった場合は、後付け装置取扱事業者に対して、後付け装置の購入及び設置に係る費用から自己負担分を控除した額を支払うこと。

3 後付け装置取扱事業者は、店舗等において、後付け装置の販売及び設置に際し、当該装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、高齢者に説明しなければならない。

(補助金の交付申請)

第12条 後付け装置取扱事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業終了後、桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請兼実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申込書兼誓約書
- (2) 高齢者の運転免許証の写し
- (3) 後付け装置を設置した自動車の自動車検査証の写し
- (4) 高齢者の支払額がわかる領収書等の写し
- (5) 別紙付表(電子データ)
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第13条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、速やかに桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定通知書(様式第9号)により、後付け装置取扱事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた後付け装置取扱事業者は、速やかに請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、第14条第1項の規定による補助金の交付の決定の後、後付け装置取扱事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。

(3) 暴力団に該当するに至ったとき（代表者、役員又は使用人その他の従業員又は構成員が暴力団員に該当するに至ったときを含む。）。

(4) その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの告示に基づく処分若しくは指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の支払を行った後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定の取消しを行った場合、当該取消しをした者にその旨を通知するとともに、当該者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

（補助金の返還）

第16条 市長は前条第1項の規定により、交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産の管理及び処分の制限）

第17条 高齢者は、補助金の交付を受けた後付け装置を、適正に使用し、設置日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で後付け装置を処分するとき。

(2) 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき及び運転免許証を返納したとき。

(3) その他市長が認めたとき。

2 前項の規定に反して後付け装置を処分したときは、市長は補助金相当額の返納を求めることができる。

（書類の保存）

第18条 後付け装置取扱事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を作成し、申込書兼誓約書の写し、高齢者の運転免許証の写し、後付け装置を設置した自動車の自動車検査証の写しその他の市長が別に指定する書類とともに、補助対象事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第19条 市長は、補助対象事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めたときは、補助対象事業を行うものに対し、補助対象事業に関して必要な指示を出し、報告を求め、又は検査をすることができる。

（予算が不足する場合の措置等）

第20条 市長は、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めたときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。

（その他）

第21条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後もなおその効力を有する。

（宛先）桑名市長

（申請者）住 所  
申請者名称  
代表者氏名

印

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者登録申請書

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき同要綱第3条の補助対象事業を実施する後付け装置取扱事業者として、下記のとおり申請します。

記

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第2条第3号に該当する装置の販売及び設置します。

添付書類

- (1) 補助対象事業を実施する店舗等の店舗名、所在地及び連絡先がわかる一覧表
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターの交付する事業者決定通知書の内容がわかるもの、又は法人の場合「履歴事項全部証明書」（個人の場合、住民票の写し及び印鑑登録証明書）

担当者氏名			
所属部署			
住 所	〒		
電話番号		F A X	
メールアドレス			

誓約書

（宛先）桑名市長

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づく申請を行うに当たり、当該申請により事業者としての決定を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が桑名市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第15条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員であるか否かの確認のため、三重県警察本部へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住所

---

氏名又は名称

---

代表者氏名

---

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

住 所  
申請者名称  
代表者氏名

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者登録決定通知書

年 月 日付けであった申請について、桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、後付け装置取扱事業者として決定したので通知する。

年 月 日

桑名市長

印

記

1 補助対象事業を実施する店舗

住 所  
申請者名称  
代表者氏名

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者不登録決定通知書

年 月 日付けであった申請について、桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、後付け装置取扱事業者としないことに決定したので通知する。

年 月 日

桑名市長

印

記

- 1 後付け装置取扱事業者としない理由

（宛先）桑名市長

（申請者）住 所  
申請者名称  
代表者氏名

印

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者届出事項変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって決定を受けた後付け装置取扱事業者としての届出事項に変更が生じたので、桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更の内容

変更等の事項	変更等の前	変更等の後

2 変更等を必要とする理由

3 変更年月日

住 所  
申請者名称  
代表者氏名

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業後付け装置取扱事業者届出事項変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった事業者届出事項変更については、桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

年 月 日

桑名市長

印

記

1 変更の内容

変更等の事項	変更等の前	変更等の後

様式第7号（第11条関係）

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業申込書兼誓約書

本事業を活用し、後付け装置設置に係る費用から控除を受けるに当たり、次の「申込者記入欄」にご記入の上、「誓約事項」「個人情報の取り扱い」を最後までお読みになり、内容にご承諾いただける場合は、署名欄に日付・氏名をご記入ください。なお、記入はいずれも、手書きかつボールペンとしてください（鉛筆、消せるボールペン等は不可）。

1 本人に関する確認事項

申込者記入欄（⑦⑧は□に✓を記入してください）			店舗確認欄 原本確認して□に✓
①	住所	〒	<input type="checkbox"/> 運転免許証
②	フリガナ 氏名		<input type="checkbox"/> 運転免許証
③	生年月日	T・S 年 月 日 (満 歳)	<input type="checkbox"/> 運転免許証
④	連絡先	自宅： 携帯番号：	—
⑤	免許証番号		<input type="checkbox"/> 運転免許証
⑥	車台番号		<input type="checkbox"/> 自動車検査証
⑦	自家用・ 事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用 ↓ 本事業の対象とはなりません	<input type="checkbox"/> 自動車検査証
⑧	使用者確認	申込者の氏名（上記②）と自動車検査証の「氏名者・ 氏名」が同じです。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ↓ 本事業の対象とはなりません	<input type="checkbox"/> 自動車検査証

\*申込者は「市内在住の70歳以上（昭和26年3月31日以前に誕生していること）のご本人」であることが要件です。

2 誓約事項（□に✓を入れてください）

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 市税及び自動車税の滞納はありません。
- 転売を目的とした後付け装置の設置ではありません。
- 装置を設置する自動車は、個人使用のための自家用車です。事業用の自動車ではありません。
- 過去に後付けペダル踏み間違い急発進装置の購入・設置費用の補助を受けたことはありません。
- 後付け装置は設置日から1年間は処分しません。
- 暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員）ではありません。
- 後付け装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けました。
- 後付け装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。

- 以上に反する事実が判明した場合は、市の後付け装置設置補助金相当額を返納します。
- この補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が住民基本台帳及び税務資料を確認することについて了承します。

**【個人情報の取り扱い】**

私は、この書面に記載した個人情報（住所、氏名、生年月日、連絡先、車台番号 等）（以下、「本件個人情報」という。）の利用目的について、以下のとおり確認しました。

- 1 桑名市は、本件個人情報を本事業における①不正行為等の把握・防止、②データ分析、③不正行為が判明した場合の連絡のために利用します。
- 2 「桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業」の交付決定を受けた後付け補助事業者及び店舗は、本件個人情報を、本様式により補助制度の申し込みがあったことを確認したうえ、これを添付し桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金を請求するために利用します。
- 3 桑名市は、本事業における業務の一部について、個人情報保護を定めた契約を交わしたうえで外部に委託することがあります。
- 4 添付書類の写しも、上記と同じ取り扱いとします。

年      月      日 氏名（自署） _____
------------------------------------

-----  
 以下、店舗等記入欄

設置日	年      月      日												
補助金額等の内訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">本体+設置費用（A）</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">_____ 円</td> <td style="width: 30%;">（消費税込）</td> </tr> <tr> <td>国の補助金額（B）</td> <td style="text-align: center;">_____ 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市の補助金額（C）</td> <td style="text-align: center;">_____ 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申込者支払額 A - B - C</td> <td style="text-align: center;">_____ 円</td> <td></td> </tr> </table>	本体+設置費用（A）	_____ 円	（消費税込）	国の補助金額（B）	_____ 円		市の補助金額（C）	_____ 円		申込者支払額 A - B - C	_____ 円	
本体+設置費用（A）	_____ 円	（消費税込）											
国の補助金額（B）	_____ 円												
市の補助金額（C）	_____ 円												
申込者支払額 A - B - C	_____ 円												

申込者の本人確認を行ったうえ、申込者に対し、「桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱」に定める後付け装置設置補助金相当額の控除を行ったことを証明します。

会社名   担当者名   担当者印  <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">           _____ 印         </div>
--

（宛先）桑名市長

（申請者）住 所  
申請者名称  
代表者氏名

印

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請兼実績報告書

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の内容

後付け装置を、高齢者が運転する自動車に新たに販売及び設置し、高齢者の運転する自動車による事故を防止することで、市民の安全・安心の向上を図った。

2 補助金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円 （設置台数： \_\_\_\_\_ 台）

※1台当たりの補助金額＝補助対象経費×1/2（上限10,000円、1,000円未満切捨て）

3 内訳

別紙付表のとおり

4 添付書類

- (1) 桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業申込書兼誓約書（様式第7号）
- (2) 申込者の運転免許証の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 高齢者の支払額がわかる領収書等の写し
- (5) 別紙付表（電子データ）
- (6) その他市長が必要と認めた書類



請 求 書

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

桑名市長 様

住 所  
事業者名称  
代表者氏名

印

事 業 名	桑名市高齢者安全運転支援装置設置促進事業
事 業 内 容	高齢者が運転する自動車への後付け装置の販売及び設置

金融機関	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義（か）	